

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十八年五月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病 院	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目 5番1号	名称	独立行政法人労働者 健康安全機構中国労 災病院